



**水産エコラベル認証取得のための講習会**  
**「日本の水産業の新たな発展に資する  
水産エコラベル構築」を目指して**



**2019年2月20日**

**於：ATCホール6階B3会議室（第14回大阪シーフードショー会場）**

**（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会**



## はじめに

# 2019年の日本はビッグ・イベントが続く。 水産界にとっても、正念場の年になる。

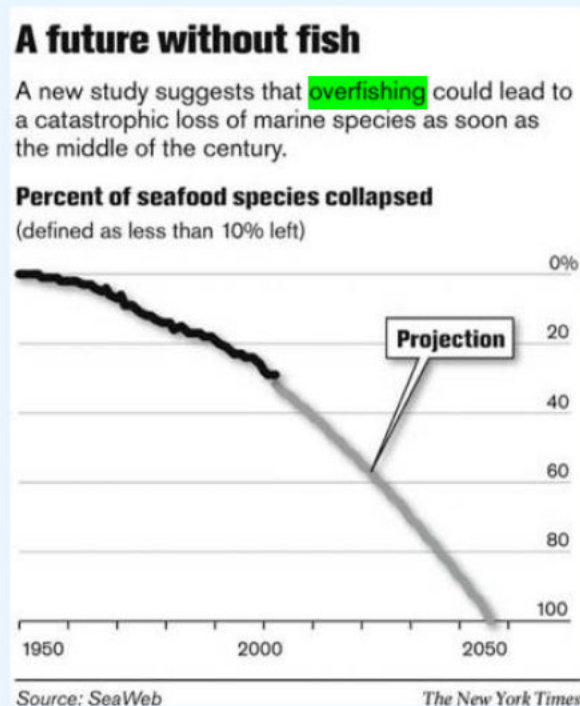
- ◆ 漁業法の70年振りの大改正の具体的中身を決める
- ◆ 大型水産予算に裏付けされた改革推進
- ◆ 水産物の持続的利用の推進に当たり、「日本発の水産エコラベル」の国際標準化実現
- ◆ 日本の水産物への期待の高まりに応える水産物輸出の活性化

どれを取っても易しくないが、その先に日本の水産業の輝きが待っている。その主役は皆さん。

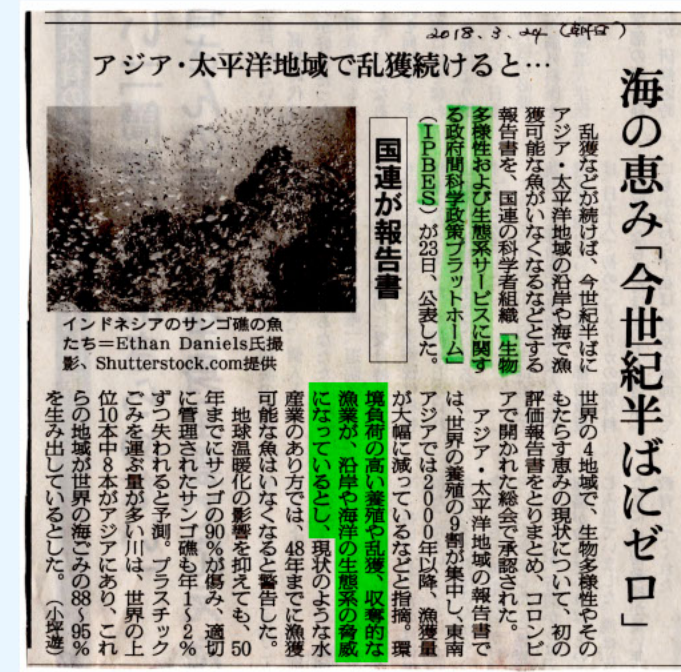


# 一方、未だに乱獲の「亡霊」が出る現実

2006年11月3日 ニューヨーク  
タイムズは一面で水産資源の  
崩壊を大々的に報道した。



2018年3月24日 朝日新聞はIPBESの  
発表「アジア・太平洋地域において  
2048年までに漁獲可能な魚がいなく  
なる」と報道した。







# IUU漁業（違法・無報告・無規制）について

## ◆ IUU漁業とは？

IUU漁業とは国家、地域もしくは国際社会により定められている法的な保全管理措置に反して行われる漁業活動のことをいう。

## ◆ IUU漁業の実態

現在、国家の管轄外で法の執行が困難な海域において特に蔓延しており、ある科学者の調べによると世界全体の漁獲量に占めるIUU漁業の割合が13～31%あり、100～235億ドルの損失額に相当すると推計している。

◆ IUU漁業は、海洋資源の危機的な状況をより深刻なものとし、持続的な漁業の実施に欠かせない資源量評価の信頼性および有効性を損ねることとなり、このような破壊的な活動に立ち向かう事は水産資源の回復につながる。

IUUは必ずしも某国だけではない





# 第I部 今、世界で起きていること

## 1.持続可能な社会とSDGs

### 東京五輪・パラリンピックの5分野の調達基準

調達基準を満たす主要な要件

- 木材** 森林破壊や乱伐、森に生息する希少な動植物の絶滅などに対応
- 農産物** 生産者との取引への配慮や、作業者の労働安全の確保
- 畜産物** 動物保護やアニマルウェルフェア(動物福祉)への配慮
- 水産物** 乱獲や違法な漁業への対応
- 紙・パーム油** 熱帯林の破壊、泥濘労働などへの対応(予定中)

## SDGs五輪めざす東京

2015年に国連で全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) 我々の領域や得意の分野、強みのある分野の目標があり、強みのある目標は本社はシェンゲアの平等、気候変動への対応などの分野で強みが多いと指摘されている。

**13気候変動** 高効率な省エネの削減や低炭素化の推進を推進する

**14海の豊かさ** 水産資源を回復する効果的な漁獲規制と管理計画を推進する

**15陸の豊かさ** 森林減少を抑制し、生物多様性を脅かす生態系を保全する

### 食材・木材に調達基準 ■ CO2 排出ゼロ

調達基準にCO2排出量を求めるのは、環境負荷低減の観点から、木材や木材製品はCO2排出量が非常に少ないという特徴がある。また、木材は再生可能な資源であり、適切な管理の下ではCO2排出量をゼロに近づけることができる。本社は、木材や木材製品の調達において、CO2排出量を削減するための取り組みを進めている。

### 緩さ指摘する声も

一方で、木材や木材製品の調達基準が緩いという指摘もある。特に、木材の調達基準が厳格でない限り、森林破壊や乱伐などの環境問題が発生する可能性がある。また、木材の調達基準が厳格でない限り、労働者の労働安全が確保されないという指摘もある。本社は、木材や木材製品の調達基準を厳格化し、環境問題や労働問題への対応を強化している。

(2018年の新聞記事から)

### 社説 2018. 1. 15

## 持続可能な社会へ企業は力注ごう

環境問題や貧困、格差拡大など、課題は枚挙にいとまがない。持続可能な社会を実現するためには、企業は力注ごう。

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年に国連で全会一致で採択された。これは、2030年までに達成を目指す17の目標と、50以上のターゲットからなる。企業は、SDGsの実現に貢献する役割を担っている。特に、環境問題や社会問題への対応は、企業の社会的責任として求められる。

環境問題は、気候変動や森林破壊、海洋汚染など、地球規模の課題となっている。企業は、省エネや再生可能エネルギーの導入、廃棄物の削減など、環境負荷低減に取り組んでいる。また、木材や木材製品の調達において、森林破壊や乱伐の防止に取り組んでいる。

社会問題は、貧困や格差の拡大、労働者の権利保護など、社会正義の問題となっている。企業は、社会貢献活動や社会福祉の促進に取り組んでいる。また、労働者の労働安全や福利厚生を確保し、働きやすい職場環境を整えている。

企業は、SDGsの実現に貢献するために、環境問題や社会問題への対応を強化し、持続可能な社会の実現に力注ごう。

### 社説 2018. 7. 17

## 農漁業にこそSDGsの視点が必要だ

豊かさの維持を掲げ、資源回復のなめ、20年までに漁獲を効果的に規制し、科学的情報に基づいた管理計画を実施する。SDGsの視点が農漁業にも必要だ。

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年に国連で全会一致で採択された。これは、2030年までに達成を目指す17の目標と、50以上のターゲットからなる。農漁業は、SDGsの実現に貢献する重要な分野である。特に、環境問題や社会問題への対応は、農漁業の持続可能性を確保するために必要である。

環境問題は、気候変動や森林破壊、海洋汚染など、地球規模の課題となっている。農漁業は、気候変動による漁獲量の減少や、海洋汚染による漁獲物の汚染など、環境問題の影響を大きく受けている。また、森林破壊による木材の調達基準の厳格化も、農漁業の持続可能性を脅かしている。

社会問題は、貧困や格差の拡大、労働者の権利保護など、社会正義の問題となっている。農漁業は、労働者の労働安全や福利厚生を確保し、働きやすい職場環境を整える必要がある。また、社会貢献活動や社会福祉の促進に取り組む必要がある。

農漁業は、SDGsの実現に貢献するために、環境問題や社会問題への対応を強化し、持続可能な社会の実現に力注ごう。



## 2. SDGsとは?

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



(国連のHPから)

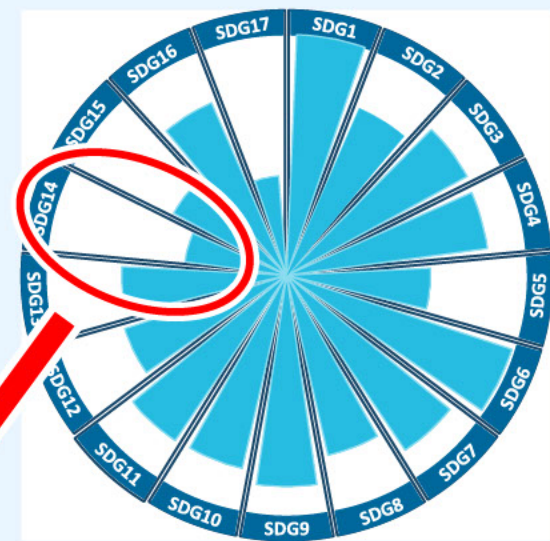


# 3. SDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」に対する日本の達成度



2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年に向けて、すべての人に普遍的に適用される目標で、グローバル企業はもちろん、日本国内企業でもこれらの目標達成に向けた対応を進めている。

AVERAGE PERFORMANCE BY SDG



(達成度はドイツ、ベルテルスマン財団の資料より)





## <SDGsの目標14の中の重要7項目>

- 14.2 2020年までに生態系に関する持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現する
- 14.4 水産資源を**最大持続生産量のレベル**まで回復させるために、2020年までに科学的管理計画を実施する
- 14.5 2020年までに、**少なくとも海洋と沿岸域の10%を保全する**
- 14.6 2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる**漁業補助金を禁止する**。また、IUU漁業につながる補助金を撤廃する
- 14.7 2030年までに、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の**海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる**
- 14b **小規模・沿岸零細漁業者**に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供する
- 14c 国連海洋法条約に反映されている国際法を実施することにより、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用を強化する



## 4. 持続可能な水産物とは？

- ◆ 「持続可能な水産物」に関する世界的に合意された定義は存在していない。
- ◆ 学術的には国際サステナビリティ学会において、「サステナビリティ学とは、気象変動や生物多様性・生態系サービスの劣化等、世界が抱える複雑で長期的な問題に対して、俯瞰的・統合的アプローチで取り組み、人間活動と自然環境が調和した持続的社会の構築を目指すための学術体系である」としており、確立しているものと考えられるが、水産物に特定されたものではない。
- ◆ 「持続可能な水産物」を国際的に受け入れられるよう表現するなら「**現在および将来の世代にわたって最適利用が出来る様資源が維持されている水産物**」が妥当と思われる。





## 5. 水産エコラベルとは？

- ◆ 水産エコラベルは、1997年にMSC（海洋管理協議会、本部イギリス）がWWFとユニリーバ社の支援で開始した漁業、流通加工に関する認証活動を嚆矢とする。養殖については、2001年にBAP（BestAquaculturePractice、本部、アメリカ）が第1号である。2005年にFAO水産委員会が「海洋漁業からの漁獲物と水産エコラベルのためのガイドライン」を採択したことを契機に世界に広がった。
- ◆ FAOのガイドラインでは、「生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物が、技術的・財政的能力があり、且つ中立性・独立性のある第三者機関（認定機関及びこれにより認定された認証機関）によって認証され、非認証水産物との混入や混在が生じないことが確保されている」が条件となっている。
- ◆ MELは「環境や生態系、資源の持続性に配慮した方法で漁獲、養殖、加工・流通された水産物に対して第三者による審査、認証を行いラベル等で表示することで、商取引におけるトレサビリティを約束するとともに消費者が選択的に購入できる様にする制度」と認識している。



# <参考> 世界に水産エコラベルが乱立



MSC, 1997, イギリス



MEL, 2016, 日本



ASC, 2010, オランダ



SFP, 2006, アメリカ



IRF, 2016, アイスランド



BAP, 2002, アメリカ



Friend of the Sea,  
2006, イタリア



Alaska RFM,  
2016, アメリカ



Seafood Watch,  
1999, アメリカ

(各組織のHPより)

世界には少なくとも140の  
水産エコラベルが存在する



エコラベルの乱立は利用者  
である事業者、あるいは  
消費者にとって混乱や  
不経済を招く元になる。





## 第Ⅱ部 日本にとっての課題とMEL

### 6.日本に於ける水産エコラベルに関する動き

#### 平成13年（2001） 水産基本法制定

水産物の持続的利用のため資源管理と自然に調和した増養殖推進を謳った。

#### 平成19年（2007） 大日本水産会に「マリン・エコラベル・ジャパン」が設立

2018年12月末現在生産段階48件（漁業）、1件（養殖）、流通加工段階67件を認証した。

#### 平成28年（2016） 自民党水産政策小委員会に於いて水産エコラベルの改革を議論

これを受けて水産エコラベルの「国際標準化有識者検討会」が発足した。

#### 平成28年（2016） 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会が設立

旧制度「マリン・エコラベル・ジャパン」が認証した事業者を引き継ぎ、国際標準に準拠する新たな仕組みを構築する活動を開始した。

MSC設立から20年、MELジャパンから9年、「MEL」が誕生。



## 7. MELが考えたこと

- ◆ 日本は多様性に恵まれた国である。
- ◆ 国土の面積は世界の61位だが、EEZの面積は6位、海岸線の長さも6位。4つのプレートがぶつかり合う変化に富む地形に点在する6000余の島々と温暖な気候がもたらす降雨が大小5000余の河川を通じ海に流れ込み豊かな生態系を形成する。
- ◆ 日本周辺の海域には世界の15000種の海水魚のうち25%に当たる3700種が生息している。産業的にも魚種の特徴に合わせ460種もの漁法が存在する。

この多様性こそが日本の特長。これを強味に出来ないだろうか？  
かと言って後発のMEL何が出来る？　そこで、



# 「日本発の世界に認められる水産エコラベル」をつくる



## MELが目指す姿①

### 使命

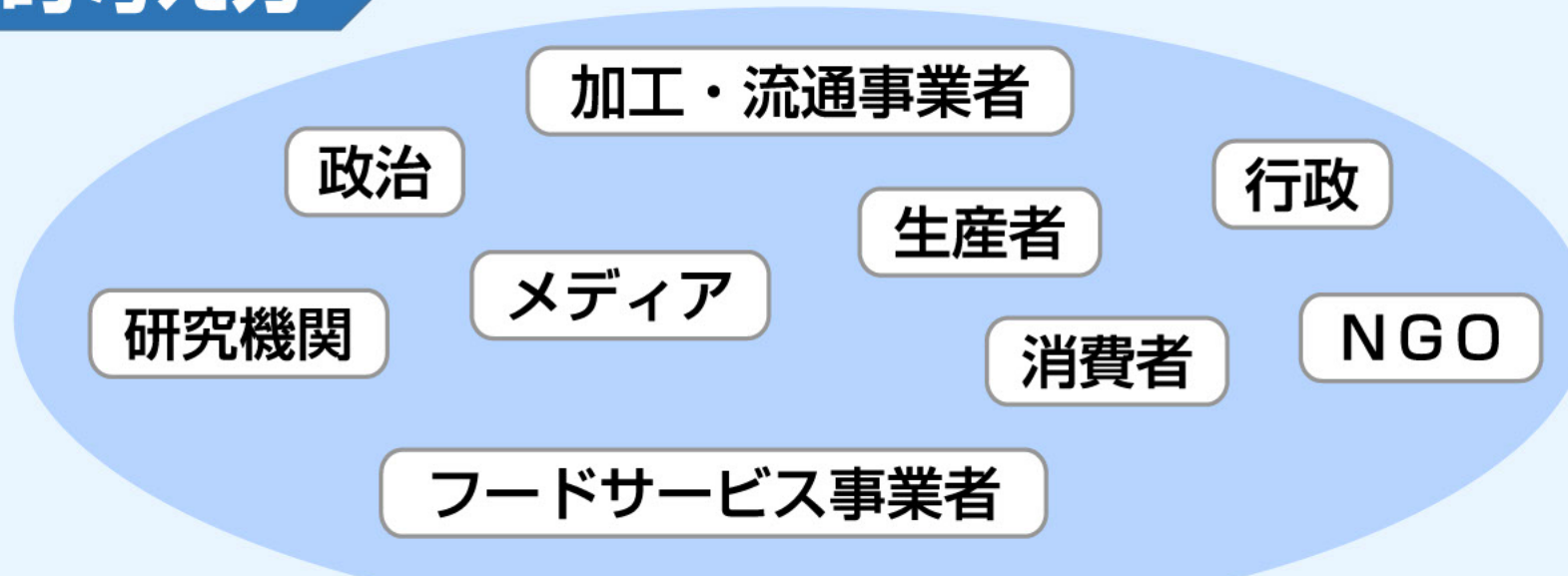
- ① 2020年オリンピック・パラリンピック食材  
調達基準への対応
- ② 水産物の輸出促進への貢献
- ③ 日本の水産業の新たな発展とSDGs  
(持続可能な開発目標) 実現に貢献

水産物を持続的に利用するという考え方の日本の  
社会への定着を2020東京大会のレガシーとしたい



# MELが目指す姿②

## 基本的考え方



**領域を超えた協働**

**日本の社会への定着を目指す！！**



## MELが目指す姿③

そのためには・・・

### MELの国際的認知

- 国際標準プラットフォームであるGSSIからの承認を取得する
- 日本水産資源保護協会に対し国際的認定機関のJABの認定取得を求める

### トレーサビリティ担保

- 漁業、養殖、加工、流通の水産物のサプライチェーン全体をカバーする

### 日本の水産物の国際評価UP

- 日本の自然と水産業の多様性（生物的、産業的、食文化的）の特長を反映した仕組みとする
- 日本の魚食文化を守る

### 持続的な活動

- 仕組み、組織とも自律と自立する
- 社会からの安定した理解と支持



## MELが目指す姿④

### 水産物の「もう一つの価値」

- ✓ 水産物そのもの : 食糧あるいは栄養源としての価値
- ▼
- ✓ ブランド化 : 特別なモノとしての価値
- ▼
- ✓ 六次産業化 : 生活あるいは食事を楽しむコトとしての価値
- ▼

水産エコラベルの **社会的価値の確立**





責任ある漁業の  
ための行動規範  
←  
水産エコラベル  
ガイドライン



ISO17011

加盟  
→



世界水産物持続性イニシアチブ  
(国際機関)

国連食糧農業機関  
(国連機関)

(公財)日本適合性認定協会  
(認定機関)

国際認定機関フォーラム  
(国際機関)

申請 ↑

GSSIベンチマークツール ↓

申請 ↑

認定監査 ↓

(一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議会  
(スキームオーナー)

認証規格・審査基準の準備

定期的な見直し

パブリック・コメント

認証規格・審査基準の制定



スキーム文章の提示



ISO17065  
ISO19011

覚書締結  
(認証審査)

(公社)日本水産資源保護協会  
(認証機関)

申請 ↑

認定監査 ↓

消費者

マーケット

生産段階 (漁業者、養殖業者)  
流通加工段階 (流通加工業者)





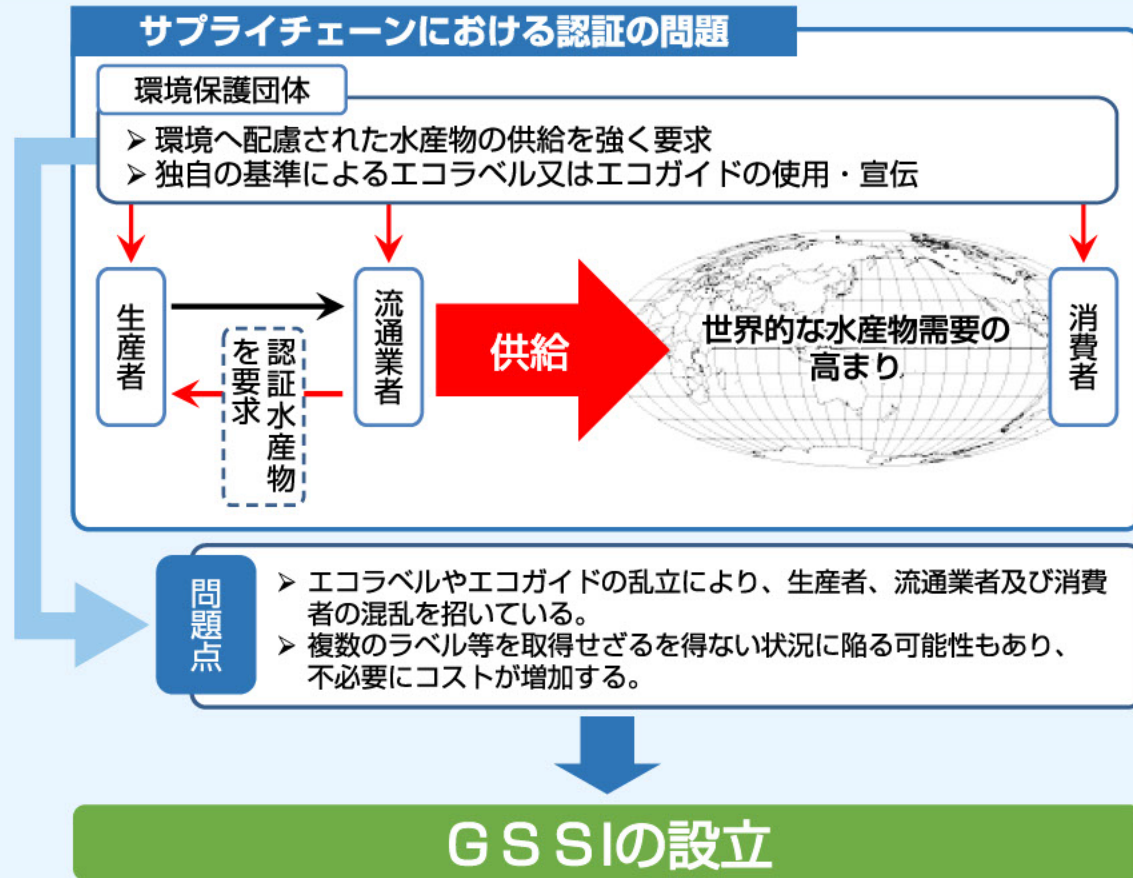
# <参考> MEL 認証スキーム文書の構成





# <参考>GSSIとは？

- GSSI(Global Sustainable Seafood Initiative)とは、持続可能な水産物の普及を目的に2013年2月に設立された、水産関連企業、NGO、専門家、政府及び政府間組織による地球規模の戦略的連合組織。国際的なプラットフォームとして、情報交換の促進や、Global Benchmark Toolの開発及びこのツールに基づく各認証スキームの承認を行い、水産エコラベル認証スキームの信頼性確保と普及・改善を目的としている。
- 現在、50の企業がGSSIに財政的支援を行い、FAO等の8機関もGSSIの普及・推進に関わっている。



### GSSIのパートナー企業及び機関

**Funding Partners**

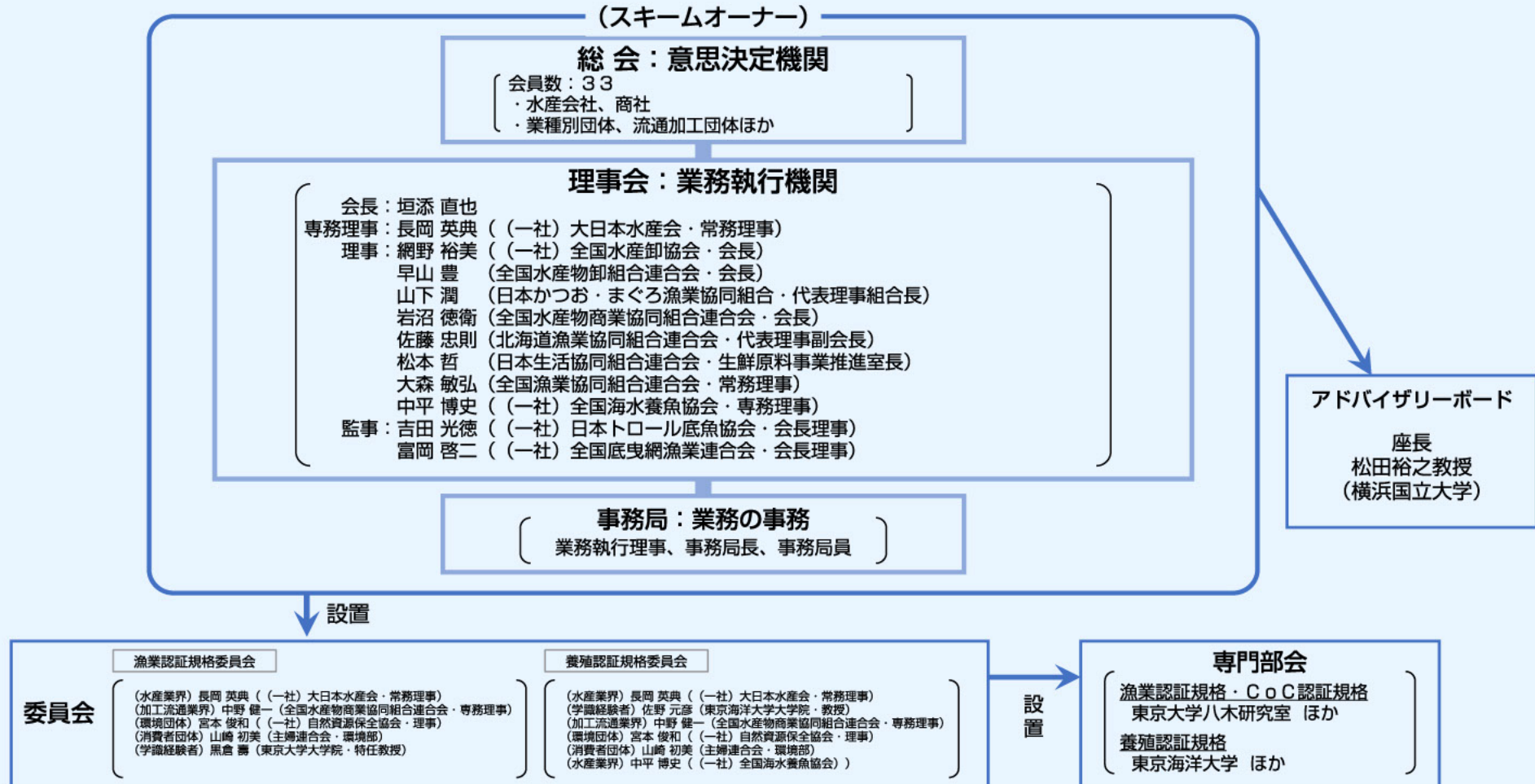
**Affiliated Partners**





# <参考> MELの組織、役員、委員会委員

## 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 (2018年12月現在)







## 第Ⅲ部 MELの認証について

認証は、FAOのガイドラインに則りスキームオーナーが基準を定め、それを関係者が守ることで成り立つ。MELの場合は、認証取得を申請した事業者の実態がMELが定める認証規格に合っているかを、中立かつ独立した第三者認証機関である日水資が審査を行う。認証された事業者が申請した事実に沿って活動することが認証の信頼を担保することになる。従って、認証取得は目的ではなく、持続可能な事業の実践こそが事業者自らの利益と社会への貢献につながる。

MELの認証には、**生産段階認証（漁業、養殖）**と**流通加工段階認証**の2種類がある。その管理運営に当たっては、MELの「認証を行う機関に対する要求事項」に基づき、MELが定める「規格・認証スキームの管理運営規則」に沿って選定された認証機関の「認証審査業務規程」により認証審査が行われる。





## 8. MEL 漁業認証規格について

- (1) MELは（一社）MEL協議会が運営する**認証スキーム**であり、日本の農林水産大臣あるいは都道府県知事の許可または免許を受ける等、日本の漁業関係法令に照らして適法に行われる漁業に対して適用される。
- (2) MELはスキームを国際的機関である**GSSI**の承認を得ることで、1995年にFAO総会で採択された「**責任ある漁業のための行動規範**」、FAOが2005年に採択し2009年に改定した「**海洋漁業からの漁獲物と水産エコラベルのためのガイドライン**」、FAOが2011年に採択した「**養殖および内水面漁業に関する認証スキームのガイドライン**」に準拠していることを担保し、ISO規格に沿った国際的に認められるスキームを実現する。
- (3) MELの**認証審査**は国際認定フォーラム（IAF）加盟のJABにより**認定**された第三者機関である日水資が行うことで**審査能力と透明性を担保**する。ただし、審査機関はできる限り早期に複数化することを準備している。





## 8. MEL 漁業認証規格について

- (4) MELはFAOの水産エコラベルのためにガイドラインにおける以下の原則および考え方を適用し、多様な日本の水産業の実態に対応する。
- ・有効性が客観的に実証されている漁業者の知識についても科学的根拠とみなす。
  - ・小規模漁業にも適用を可能とするため、小規模漁業については入手可能なデータの制約があるので、優れた管理実績に関する過去の記録についても、管理手段および管理体制の妥当性を支持する証拠とみなす。
- (5) 認証審査に当たっての具体的指針は、規格の下の設けられる適合の判定基準（審査の手引き）、審査シートおよび認証機関に対する要求事項に別途示す（MELのHP上に掲載）。
- (6) 認証を受けた漁業からの生産物は、別途定める流通加工認証の対象となる。



# 漁業認証の3原則 (※)

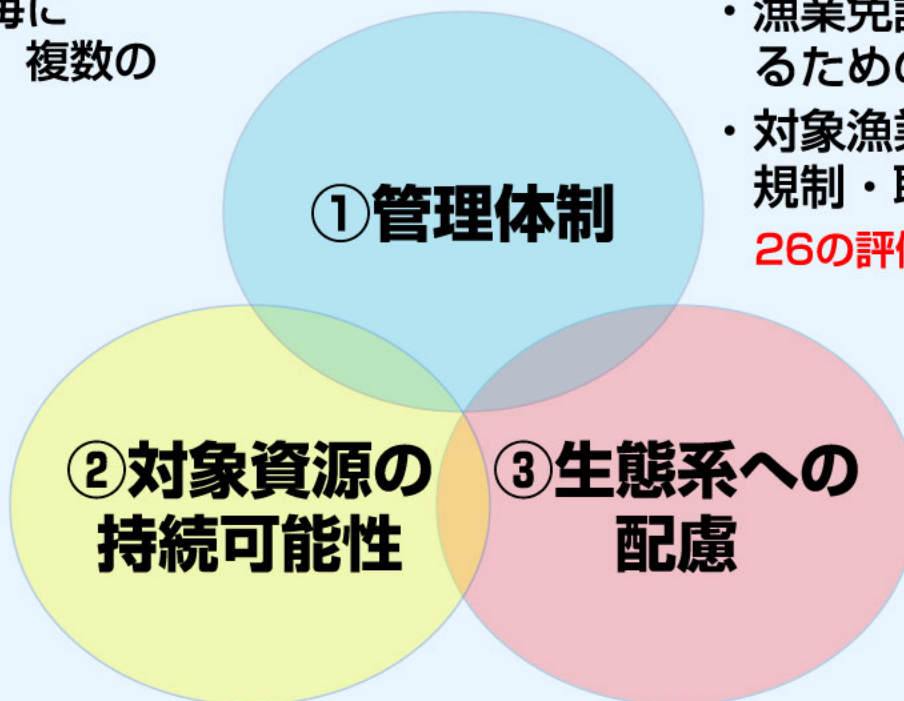
世界との認識の差

- ガバナンス上の透明性
- 生態系、混獲魚に対する配慮
- 放流事業等が生態系に与える影響



(※) 各原則の下に漁業種毎に  
審査シートを規定し、複数の  
評価項目で判断する。

- ・ 対象資源が持続的に  
利用されている水準を  
維持しているか。  
**21の評価項目で判断**





- ・ 漁業免許、許可等や対象漁業を管理する  
ための組織を有しているか。
- ・ 対象漁業及び対象資源に関する  
規制・取り決め等を遵守しているか。  
**26の評価項目で判断**

- ・ 非対象種や希少種、生態系  
への影響を最小限に抑える  
ことに配慮しているか。  
**32の評価項目で判断**

認証の範囲：同一管理規則のもと、対象漁各種及び漁法を特定して行われた漁業



| 漁業エコラベルの比較         |   | 海外の認証  |   | 日本発の認証                           |  |
|--------------------|---|--|---|----------------------------------|--|
| ロゴマーク              | MSC   |  | 本部：イギリス<br>(1997年設立)                                  | MEL                              |  本部：日本<br>(2007年設立、<br>2016年改組) |
| 運営主体<br>(スキームオーナー) | MSC (Marine Stewardship Council)<br>(和名：海洋管理協議会)                                      |  | (一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会                                |                                  |  |
| 設立背景               | WWFとユニリーバにより設立 (1999年に完全独立)   |  | 日本の漁業団体・会社の総合団体である大日本水産会内に設立<br>(2016年に一般社団法人として完全独立) |                                  |  |
| 目的                 | 持続可能な漁業の推進  |  | 持続可能な漁業・養殖業の推進  |                                  |  |
| 認証対象範囲             | 漁業、流通加工 (CoC)   |  | 漁業、養殖、流通加工 (CoC)                                      |                                  |  |
| FAOガイドラインへの<br>準拠  | ○ (GSSI承認取得 (H29.3) )   |  | ○ (GSSI申請済み (H30.9) )                                 |                                  |  |
| 認証実績               | 海外  | 漁業：361件<br>(H30.9) (日本を含む)   | 流通加工：4,411件<br>(H30.9) (日本を含む)                        | 漁業：0件<br>養殖業：0件                  | 流通加工：0件  |
|                    | 日本  | 漁業：3件<br>(H30.9)   | 流通加工：188件<br>(H30.9)                                  | 漁業：48件(H30.12)<br>養殖業：1件(H30.12) | 流通加工：67件(H30.12)   |
| 取得費用               | 初回審査  | 160万円～1300万円   |   | 50万円～150万円                       |  |
|                    | 年次審査  | 原則毎年実施、更新は5年毎 (漁業)   |   | 毎年実施 (初回審査の半額)                   |  |
|                    | ロゴ使用料   | 販売金額の約0.5%   |   | 3～10万円/年 (売上、組織の規模に応じる)          |  |
| 取組の特徴              | 基本的に世界中のどのような漁業も審査対象。<br>データの少ない小規模漁業向けの審査方法もあり。                                      |  | 日本の漁業・養殖事業者   |                                  |  |
| 審査機関               | 世界：SCS Global Services、DNV GI Business Assurance Norway AS 等<br>日本：ME Certification 等 |  | (公社) 日本水産資源保護協会                                       |                                  |  |

(MEL協議会調べ)





## 9. MEL 養殖認証規格について

- (1) MELは（一社）MEL協議会が運営する**認証スキーム**であり、MELの養殖認証規格の適用の範囲は、日本の農林水産大臣あるいは都道府県知事の許可または免許を受ける等、日本の漁業関係法令に照らして適法に行われる養殖業とする。
- (2) MELはスキームを国際的機関である**GSSI**の承認を得ることで、FAOが採択した「**責任ある漁業のための行動規範**」（1995年）、「**養殖認証に関する技術的ガイドライン**」（2011年）に基づき、日本における養殖事業の多様性を考慮して開発された。認証スキームについては、FAOの養殖認証指針第17条a～mに掲げた基本原則を適用することで、**透明性、客観性および信頼性**あるスキームを構成する。
- (3) MELの**認証審査**は国際認定フォーラム（IAF）加盟のJABにより**認定**された第三者機関である日水資が行うことで**審査能力と透明性**を担保する。ただし、審査機関はできる限り早期に複数化することを準備している。





## 9. MEL 養殖認証規格について

- (4) MELの養殖認証規格が定める事項の実施に当たっては、**科学的根拠に基づくことを原則**とするが、養殖生産活動が人の健康と環境に対して危害を及ぼすことについての**科学的根拠が十分でない場合**や、必要な取組を行う上で**社会的体制が確立されていない場合**でもその措置が持続的な生産活動に重大な影響を及ぼすことがない範囲で、**その予防に必要な措置を実施することを求める。**
- (5) 認証審査に当たっての具体的指針は、規格の下に設けられる適合の判定基準（審査の手引き）、審査シートおよび認証機関に対する要求事項に別途示す（MELのHP上に掲載）。
- (6) 認証を受けた養殖業からの生産物は、別途定める流通加工認証の対象となる。



# 養殖認証の4原則 (※)

## 世界との認識の差

- 生餌の使用
- 飼料中のFミール、魚油のトレサビリティ
- 抗生物質の使用



- ・ 有害な物質等による汚染の可能性を最小限となるよう管理されていること。
- ・ 医薬品について、適切な作業手順が定められ、適正に使用されていること。
- ・ 飼餌料に由来する有害化学物質等による汚染のリスクを把握し、適切な給餌管理が行われていること。
- ・ 種苗の導入から出荷までトレーサビリティが確保されていること。

21の評価項目で判断

## ② 食品安全性の確保

- ・ 養殖器具や機材、養殖魚貝類の排泄物や残餌等による環境悪化を防止していること。
- ・ 飼餌料や種苗は、天然資源に与える影響を最小限にとどめること。

26の評価項目で判断

## ① 社会的責任

- ・ 関係法令、養殖場の所在する地方自治体の定める条例等を遵守していること

7の評価項目で判断

## ③ 健康と福祉に対する配慮

- ・ 対象水産動物が良好な環境で飼育されていること。
- ・ 疾病の予防や拡散の防止に努めていること。
- ・ 疾病が発生した場合には、法令を遵守し、適切な治療が行われていること。




44の評価項目で判断

## ④ 環境保全への配慮

(※) 各原則下に養殖種毎に審査シートを規定し、複数の評価項目で判断する。

認証の範囲：同一管理規則のもと、養殖魚種及び生産方法を特定して行われた養殖業



| 養殖エコラベルの比較         |   | 海外の認証   |                              | 日本発の認証                      |   |                                    |                      |   |                                |
|--------------------|---|---|------------------------------|-----------------------------|---|------------------------------------|----------------------|---|--------------------------------|
| ロゴマーク              | ASC   |  | 本部:オランダ<br>(2010年設立)         | AEL<br>(※1)                 |  | 本部:日本<br>(2014年設立)                 | MEL                  |  | 本部:日本<br>(2007年設立、<br>2016年改組) |
| 運営主体<br>(スキームオーナー) | ASC(Aquaculture Stewardship Council)<br>(和名:水産養殖管理協議会)  |   |                              | (一社)食育者協会                   |   | (一社)マリン・エコラベル・ジャパン<br>協議会          |                      |   |                                |
| 設立背景               | WWFとIDHの支援により設立   |   |                              | 養殖業者の希望により<br>(一社)食育者協会にて設置 |   | 日本の漁業団体・会社の総合団体である<br>大日本水産会の内部に設立 |                      |   |                                |
| 目的                 | 持続可能な養殖業の推進   |   |                              | 持続可能な養殖業の推進                 |   | 持続可能な漁業・養殖業の推進                     |                      |   |                                |
| 認証対象範囲             | 養殖業、流通加工(CoC)   |   |                              | 養殖業、流通加工(CoC)               |   | 漁業、養殖業、流通加工(CoC)                   |                      |   |                                |
| FAOガイドラインへの準拠      | ○(GSS承認取得(H30.8)サーモンのみ)   |   |                              | ○(自己宣言)                     |   | ○(GSSI申請済み(H30.9))                 |                      |   |                                |
| 認証実績               | 海外  | 養殖:722養殖場<br>(H30.9)(日本含む)  | 流通加工:1,676件<br>(H30.9)(日本含む) | 養殖:0件                       | 流通加工:0件   | 漁業:0件<br>養殖業:0件                    | 流通加工:0件              |   |                                |
|                    | 日本  | 養殖:5件(60養<br>殖場(H30.9))   | 流通加工:77件<br>(H30.9)          | 養殖:42件<br>(H30.10)          | 流通加工:21件<br>(H30.10)  | 漁業:48件<br>養殖業:1件<br>(H30.12)       | 流通加工:67件<br>(H30.12) |   |                                |
| 取得費用               | 初回審査  | 数百万円  |                              | 50万円程度(1魚種)                 |   | 50万円~150万円                         |                      |   |                                |
|                    | 年次審査  | 毎年実施、更新は3年毎   |                              | 毎年実施、更新は5年毎                 |   | 初回審査の半額(毎年実施)                      |                      |   |                                |
|                    | ロゴ使用料   | 販売額の約0.5%   |                              | 1万円/年                       |   | 3~10万円/年(売上、組織の規模に応じる)             |                      |   |                                |
| 取組の特徴              | ティラピア、パンガシウス、サケ、二枚貝(カキ、ホタテ、アサリ、<br>ムール貝)、アワビ、淡水性マス、エビ、プリ・スギ、海藻の9魚<br>種13品目を対象とした認証<br>(日本の主要魚種であるマダイ、マグロは基準策定中) |   |                              | 日本の養殖事業者                    |   | 日本の漁業・養殖事業者                        |                      |   |                                |
| 審査会社               | 世界:Bureau Veritas Certification Holdings SAS<br>日本:アマタ(株)(プリ、二枚貝)   |   |                              | (公社)日本水産資源保護協会              |   | (公社)日本水産資源保護協会                     |                      |   |                                |

※1 AELのMEL統合について、両スキームオーナーが合同記者会見(2018年6月8日)を行った。(HPに合意内容掲載) (MEL協議会調べ)

※2 「持続可能な水産養殖のための種苗認定協議会」(SCSA)が近畿大学を中心に2017年に設立され活動を開始した。



# 事前準備から認証取得までの流れ

認証取得の検討

取組状況のチェック  
(不適合がある認められる場合は事前に是正)

認証申請の準備

申請

審査契約の締結

審査チームの編成

書面審査  
(不適合がある場合は、是正処置)

現地審査  
(不適合がある場合は、是正処置)

認証の判定

認証の登録・証明証の発行

ロゴマークの使用

年次審査・更新審査、認証の終了等  
(不適合がある場合は、是正処置、または認証終了)

## 認証申請書 (養殖) 日水資HPより

第1版

公益社団法人日本水産資源保護協会 御中

20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 認 証 申 請 書

申請者 名称: \_\_\_\_\_  
所在地: 〒 \_\_\_\_\_  
代表者役職: \_\_\_\_\_  
代表者氏名: \_\_\_\_\_ 印

マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格ver1.0による認証を受けたいので、下記のとおり申請致します。

#### 1. 認証申請者に関する事項

名称: \_\_\_\_\_  
略 称: \_\_\_\_\_  
組織の法的地位: \_\_\_\_\_ (例) 任意団体、あるいは〇〇法に基づく〇〇法人、株式会社  
代 表 者: \_\_\_\_\_ 印

#### 1) 本申請に関する連絡先 (拡大・更新申請時に変更がない場合は記入不要)

〒 \_\_\_\_\_  
: 所属/役職 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_  
TEL: ( ) - \_\_\_\_\_ FAX: ( ) - \_\_\_\_\_  
E-mail: \_\_\_\_\_

#### 2) 経理担当 (請求書送付先) \*:

〒 \_\_\_\_\_

#### 2. 申請の種類 (該当するものを■とする)

初回審査  更新審査  拡大

#### 3. 認証を受けようとする養殖業の名称 (実際の認証名は応相談)

(例) ぶり養殖、まだい小割生質養殖、かき垂下式養殖  
記

#### 4 認証審査の範囲の情報

※必要に応じて別紙を添付すること

審査対象となる漁業権免許等の内容、操業区域の概要が分かる図

審査対象となる養殖業 (魚種を含む) の詳細

審査対象となる養殖業の管理規則 (投餌、投薬 (有・無、内容)、種苗調達等に関するもの)

認証申請者と審査対象となる養殖業を行う者との関係

認証審査の範囲を、漁業権免許等の範囲の一部としたい場合など、その内容を記述

#### 5. 添付書類リスト (1~4に記載する事項の根拠資料)

#### 6 申請の内容について確認できる場所のリスト (住所含む)

(養殖認証規格に基づく認証を実施する機関への要求事項 1.4.の「現場 (サイト)」に準ずる。)





## 10. MEL流通加工 (CoC) 認証規格について

- (1) MELは（一社）MEL協議会が運営する**認証スキーム**であり、流通加工認証はロゴマークが貼付された水産物由来の製品または認証水産物として流通する製品が、**MEL漁業認証または養殖認証に適合した水産物であることを確実にするために策定する。**
- (2) MELは国際的機関である**GSSI**の承認を得ることで、FAOが2005年に採択し、2009年に改定した「**水産エコラベルのためのガイドライン**」に準拠していることを担保し、ISO規格に沿った国際的に認められるスキームを実現する。
- (3) 漁業者、養殖事業者から加工事業者、流通事業者、販売事業者、飲食事業者等を経由して**消費者に至る全ての過程（サプライチェーン）**において、認証水産物を取扱う事業者はこの流通加工認証規格に定める体制を整えなければならない。





## 10. MEL流通加工 (CoC) 認証規格について

- (4) 認証審査に当たっての具体的指針は、規格の下の設けられる適合の判定基準（審査の手引き）、審査シートおよび認証機関に対する要求事項に別途示す（MELのHP上に掲載）。
- (5) 認証水産物を取扱う事業所が複数ある事業者は、つぎの3つに分類される。
- マルチサイト事業者A：すべての事業所に共通する管理体制を持つ事業者
  - マルチサイト事業者B：請負元と請負先からなる事業者（契約に基づき、認証水産物を取扱うすべての事業者）
  - マルチサイト事業者C：最終消費者に認証水産物を販売あるいは提供する複数の店舗を持つ小売事業者または飲食事業者からなる事業者
- (6) 認証水産物にロゴマークを貼付するにあたっては、別途定める「**ロゴマーク使用・管理規定**」（MELのHPの掲載）に基づき使用・管理する。



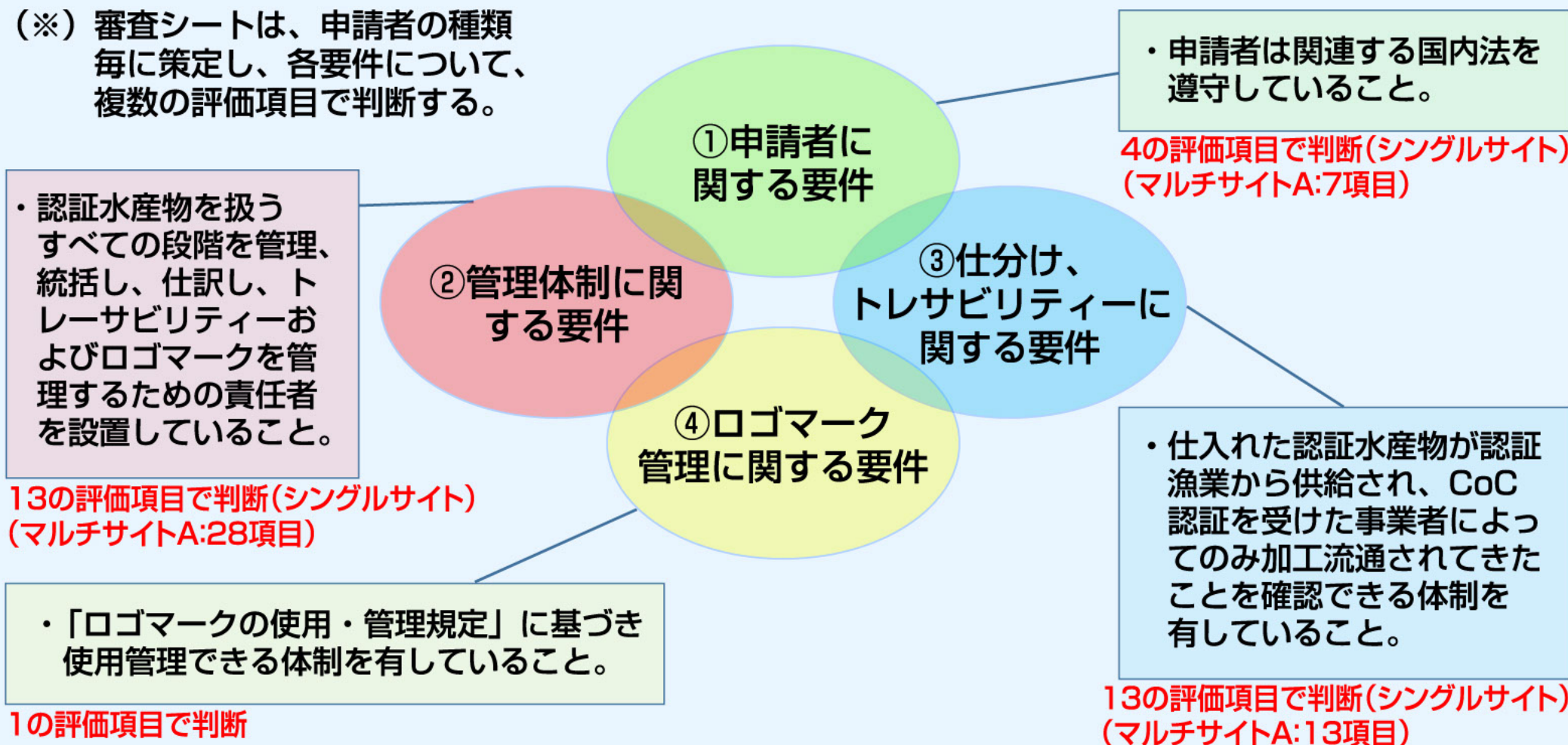
# 流通加工 (CoC) 認証の4原則

世界との認識の差

- ガバナンス上の厳格さ
- 流通消費構造の複雑さ
- 消費者の意識

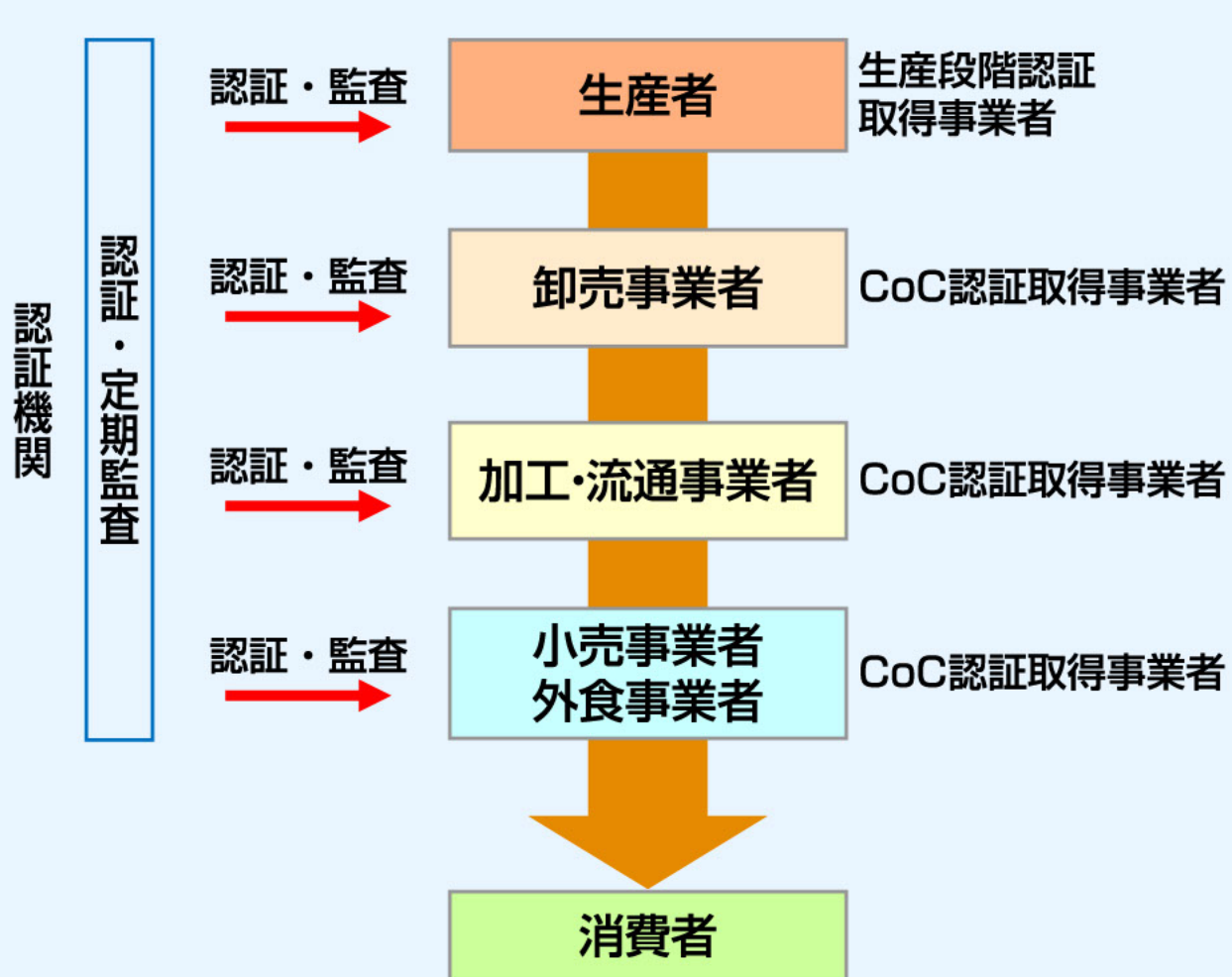


(※) 審査シートは、申請者の種類毎に策定し、各要件について、複数の評価項目で判断する。





# 認証水産物のフロー



## CoC認証の要件

- 認証水産物を扱うすべての事業者がCoC認証を取得（梱包された製品を開封しない場合は不要）
- すべての過程において認証水産物の識別が可能
- それぞれの事業者が認証水産物を扱う手順を文書化し、その過程を記録
- 認証水産物とロゴマークを管理する責任者の設置





## 11. MELの認証取得および維持に掛かる費用

**【生産段階認証有効期間】** : 漁業 5年（有効期間中、年次審査あり）  
養殖業 3年（ // ）

**【流通加工段階認証 //】** : 3年（ // ）

### **【審査費用】**

✓本審査（初回審査費用） : 生産段階 50万円～150万円  
流通加工段階 30万円～50万円

✓年次審査 : 初回審査費用の約半額

✓更新審査（3or5年毎） : 初回審査費用の70～80%

※予備審査無し



# 12. MELのロゴマークとその使用例

MEL認証水産物は「ロゴマーク使用・管理規定に沿って商品にロゴマークを貼付することが出来る。ロゴマークの使用料は事業者の規模によって

| 【生産段階認証（漁業）】       |              | 【生産段階認証（養殖）、流通加工段階認証】 |              |
|--------------------|--------------|-----------------------|--------------|
| 使用動力船合計総トン数        | ロゴマーク使用料(年額) | 従業員数                  | ロゴマーク使用料(年額) |
| 10トン未満(含む無動力船、非使用) | 3万円          | 10人未満                 | 3万円          |
| 10トン～1000トン未満      | 5万円          | 10～300人未満             | 5万円          |
| 1000トン以上           | 10万円         | 300人以上                | 10万円         |

と規定されており、現状は主として生産段階認証取得者が負担している。認証の信頼性は、JABによる認証機関、認証機関による認証事業者に対する定期監査によって担保される。

MELのロゴマークの使用例





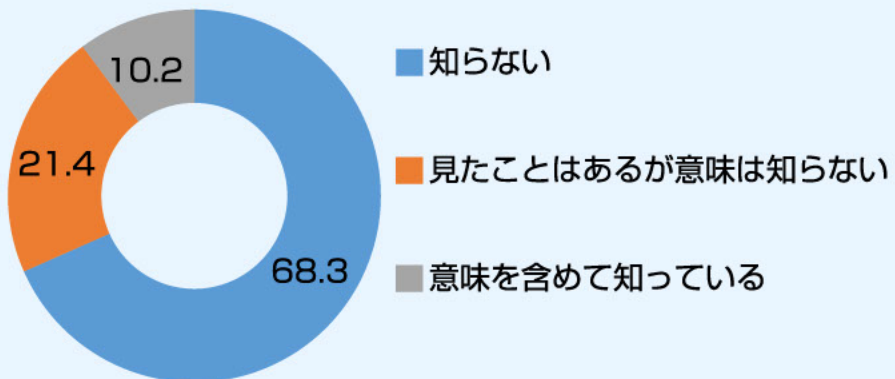
# 13. 日本における課題

## (1) 社会への浸透が欧米に比べ圧倒的に低い

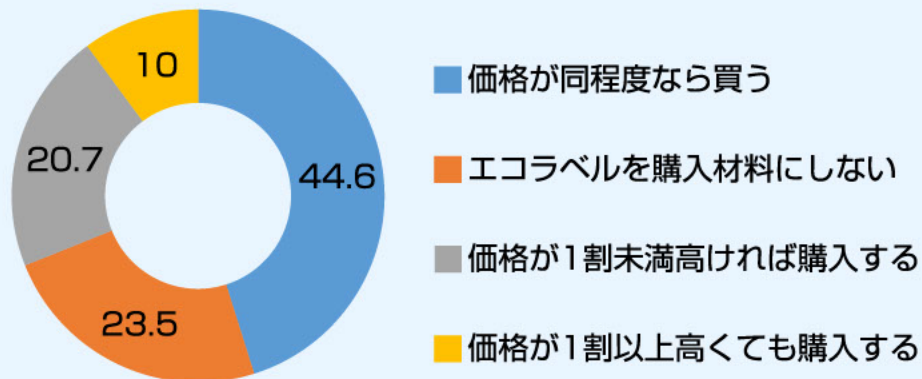
- ◆MSC 流通加工認証取得企業 世界 4500企業 (ウォルマート、カルフルー、マクドナルド他川下企業が多い)
- 日本 200企業 (イオン他は川上・川中企業が多い)
- ◆MEL 流通加工認証取得企業 日本 66企業 (生産者、川中企業のみ。小売・外食企業はゼロ)

## (2) 消費者の意識 (2016年農水省の調査)

◆水産エコラベルの認知度



◆水産エコラベルが添付された商品の購入意向

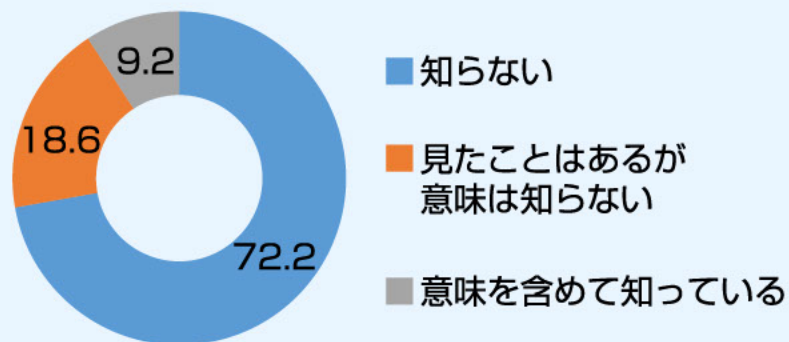




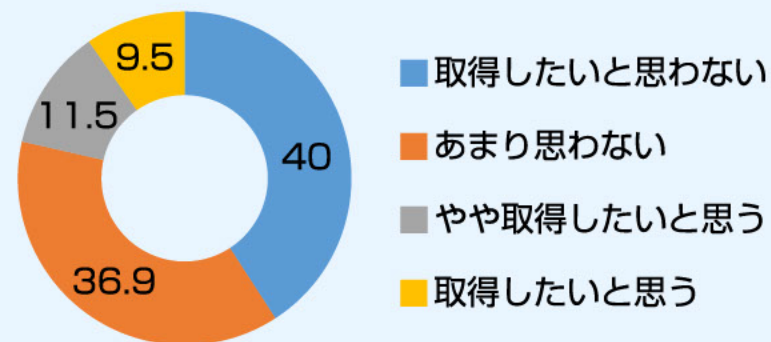
# 13. 日本における課題

## (3) 漁業者の意識

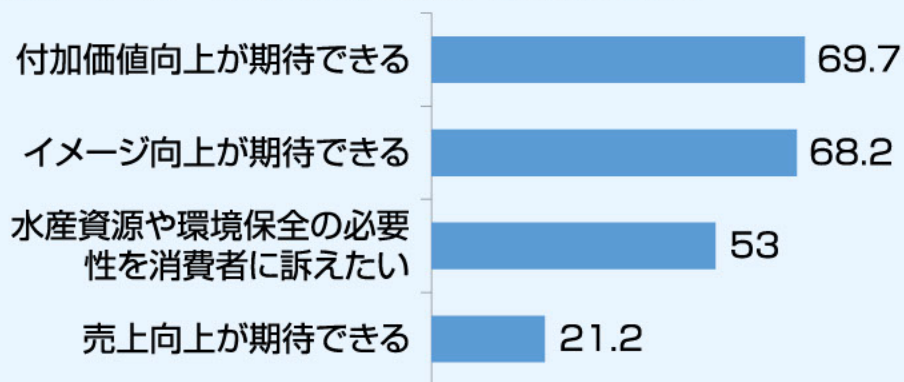
### ◆水産エコラベルの認知度



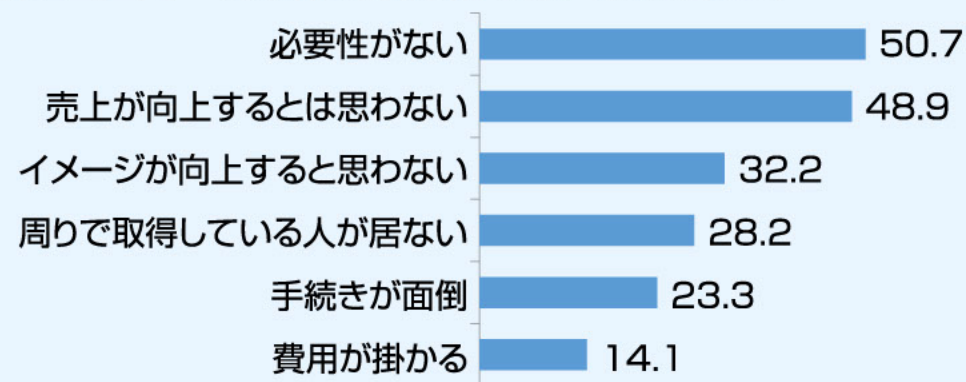
### ◆水産エコラベル認証取得の意向



### ◆水産エコラベル認証を取得したい理由



### ◆水産エコラベル認証を取得したくない理由

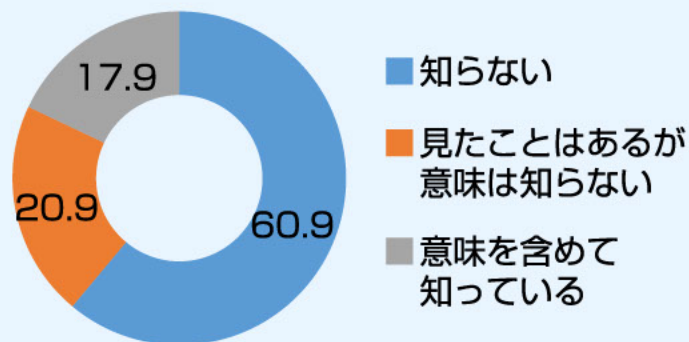




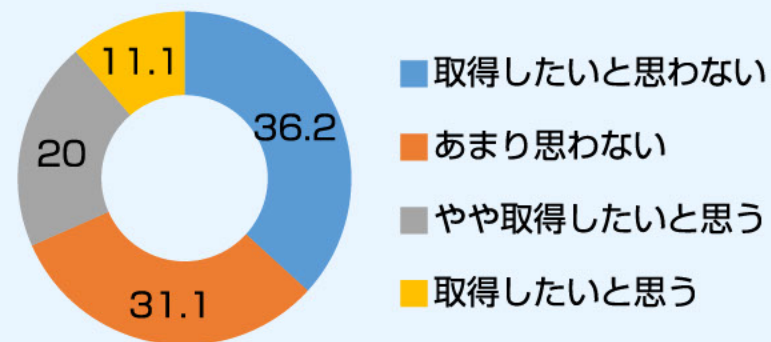
# 13. 日本における課題

## (4) 流通加工事業者の意識

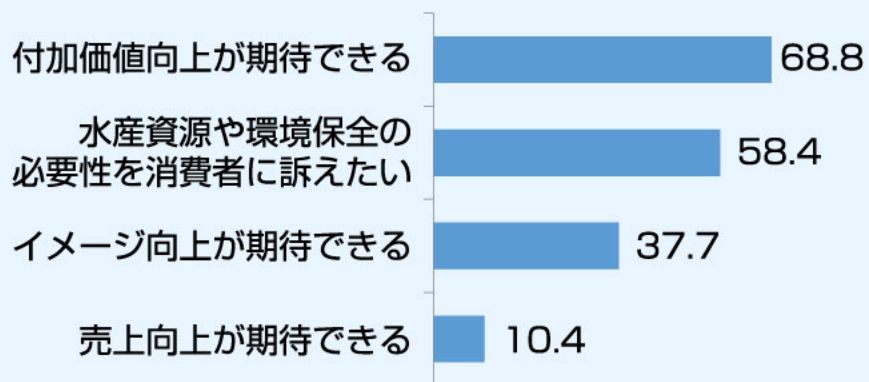
### ◆水産エコラベルの認知度



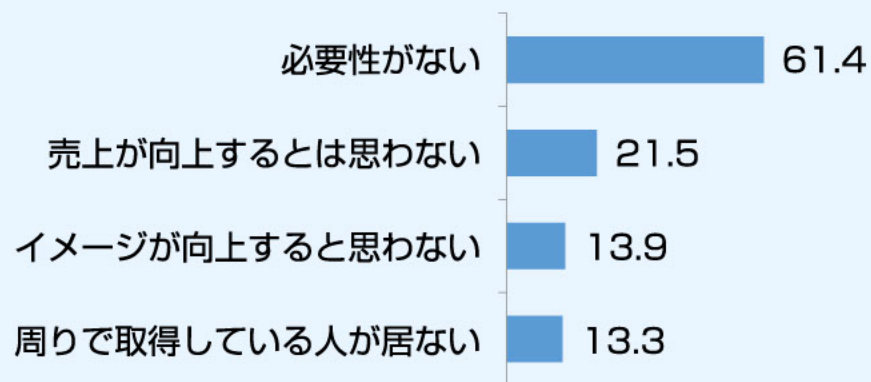
### ◆水産エコラベル認証取得の意向



### ◆水産エコラベル認証を取得したい理由



### ◆水産エコラベル認証を取得したくない理由





## 第IV部 MELの今後

### 14. MELの予定

- MELがGSSIの承認取得
- 認証機関がJAB認定を取得
- **MELの考え方にご理解と支援がいただける会員の募集**  
多くの皆様に会員となっただき、協議会として自律、自立できる体制を固めたい
- **MELのGSSIの承認、認証機関のJABの認定の目途が立ち、かつ認証機関の新規格での認証体制が整い次第、MELの考え方と新規格に対しご理解頂ける事業者の方々を認証するための活動を開始する**





## 14. MELの予定

### ● 水産エコラベルの社会へ浸透

足元で2020東京オリパラが近づき、また水産物輸出においてエコラベル認証が求められる状況の中で俄かに、認証取得の動きが盛りがっている。

水産エコラベルがメディア等に取り上げられる機会が増えており、MELはこの動きをとらえて社会の認知度向上に積極的に取り組む。

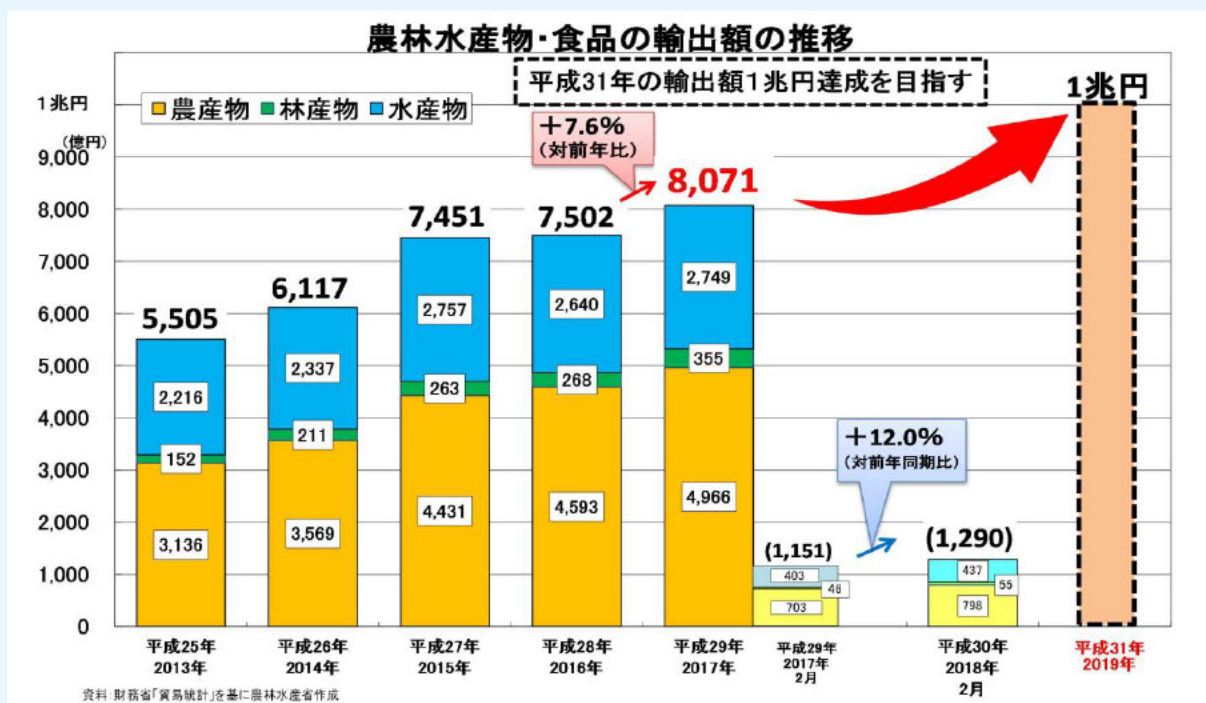
さらに、2020東京オリパラのレガシーとして水産物の持続的利用が、日本の社会に定着することを目指す。

- ・ MELジャパンから引き継いだ認証取得事業者に対するフォロー
- ・ これから認証を取得しようとする事業者への支援
- ・ 消費者とのコミュニケーションの強化
- ・ 消費者接点を持つ小売、外食、ネット通販の事業者へのアプローチの強化
- ・ 科学者、研究者、NGOメンバー等のステークホルダーと協働して、日本の実情に合った水産エコラベルの科学的論拠を構築する

**水産エコラベルは、間違いなく人類が生み出した叡智の結晶**



# <参考> 日本の水産物の輸出



| 国別    | (2016年) | (2017年) |
|-------|---------|---------|
| ①香港   | 800億円   | 850億円   |
| ②中国   | 423     | 375     |
| ③アメリカ | 349     | 348     |
| ④台湾   | 181     | 165     |
| ⑤ベトナム | 169     | 173     |

| 品目別       | (2016年) | (2017年) |
|-----------|---------|---------|
| ①ホタテ貝     | 548億円   | 463億円   |
| ②真珠       | 304     | 323     |
| ③サバ       | 180     | 219     |
| ④ブリ       | 135     | 154     |
| ⑤カツオ・マグロ類 | 98      | 143     |

数字だけに惑わされてはならない。いったい本質は何だろう？





## むすびに

現在（2019年1月）、GSSIの審査員による審査がほぼ終了し、併せてMELの認証機関である日水資のJABによる認定審査は最終段階にあります。MELの使命である水産エコラベルが日本と世界に受け入れられ、もって日本の水産業が輝ける様全力を尽くします。どうか皆様のご指導とご支援をお願い申し上げます。



# 有難うございました。

お問い合わせ先：

(一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビルB1F

TEL : 03-5545-3315    FAX : 03-5545-3316

Email : [info@melj.jp](mailto:info@melj.jp)